

新共済保発第546号
令和3年12月17日

共済組合事務主管課長 様

新潟県市町村職員共済組合
事務局長 増 井 睦 司
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の
被扶養者の収入確認の特例の延長について（通知）

日頃は、当共済組合の業務運営に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスワクチン（以下「コロナワクチン」という。）接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例については、令和3年6月18日付け新共済保発第194号により通知したところです。

この度、厚生労働省から当該特例の延長に関する通知がありましたので、その取扱いについて、下記のとおり通知します。

つきましては、組合員へ周知してくださるようお願いいたします。

記

1 趣旨

医療職がコロナワクチン接種業務に従事したことによる収入は、被扶養者の収入確認の際に算定しないこととしています。

この特例的な取扱いについては、コロナワクチン接種業務が期間限定的に行われるものであること及びコロナワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題であることによるものです。

令和3年12月からコロナワクチンの追加接種が実施され、コロナワクチン接種期間が令和4年9月末まで延長されました。これに伴い本特例措置についても令和4年9月末まで延長することとなります。

2 特例の具体的な取扱い

(1) 対象者

本特例措置の対象者は、コロナワクチン接種業務に従事する次の職種の者に限りま
す。

・ 医師	・ 歯科医師	・ 薬剤師	・ 保健師	・ 助産師	・ 看護師	・ 准看護師
・ 診療放射線技師	・ 臨床検査技師	・ 臨床工学技士	・ 救急救命士			

(2) 対象となる収入

本特例措置の対象となる収入は、令和3年4月から令和4年9月末までのコロナワクチン接種業務に対する賃金に限ります。

なお、インフルエンザウイルスワクチンなど、他のワクチン接種業務に対する賃金については、本特例措置の対象外です。

3 共済組合への届出

新たに被扶養者として認定を受ける者に本特例措置の対象となる収入がある場合は、別紙1の所定の欄に事業者・雇用主（市（区）町村、医療機関等。以下「事業主等」という。）から記入を受けたものを被扶養者申告書に添付し、当共済組合に提出してください。

また、被扶養者調査の際についても同様に、事業主等から記入を受けたものを被扶養者資格調査書に添付し、当共済組合に提出してください。

4 送付書類

別紙1 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書

別紙2 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認に関するQ&A

別紙1及び別紙2については、厚生労働省により記載内容の一部が改正されたものとなっています。

なお、別紙1及び別紙2については、当共済組合のホームページの新着情報に掲載することを申し添えます。

担当課：保険課 TEL：025-285-5412 FAX：025-285-5400 E-mail：hoken@kyousai-niigata.jp
--

この文書は、全所属所に一斉送信をしています。